

# 東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である  
財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

## 【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

## 復興特別区域基本方針 (閣議決定)

### 国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

### 復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成  
民間事業者等の提案が可能  
個別の規制、手続の特例や  
税制上の特例等を受けるための計画

### 復興整備計画の作成

市町村が単独又は共同して作成  
土地利用の再編に係る特例  
許可・手続の特例等を受け  
るための計画

### 復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成  
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

### 内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

### 計画の公表

### 土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

### 内閣総理大臣に提出

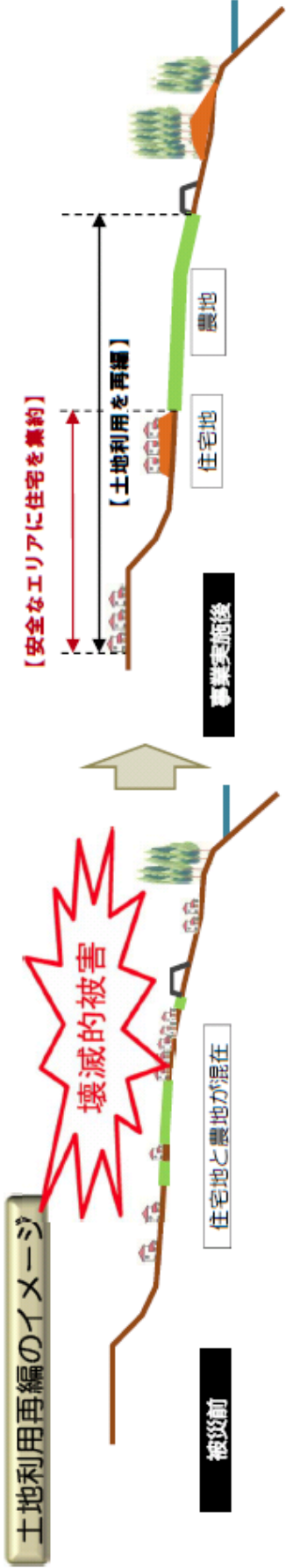
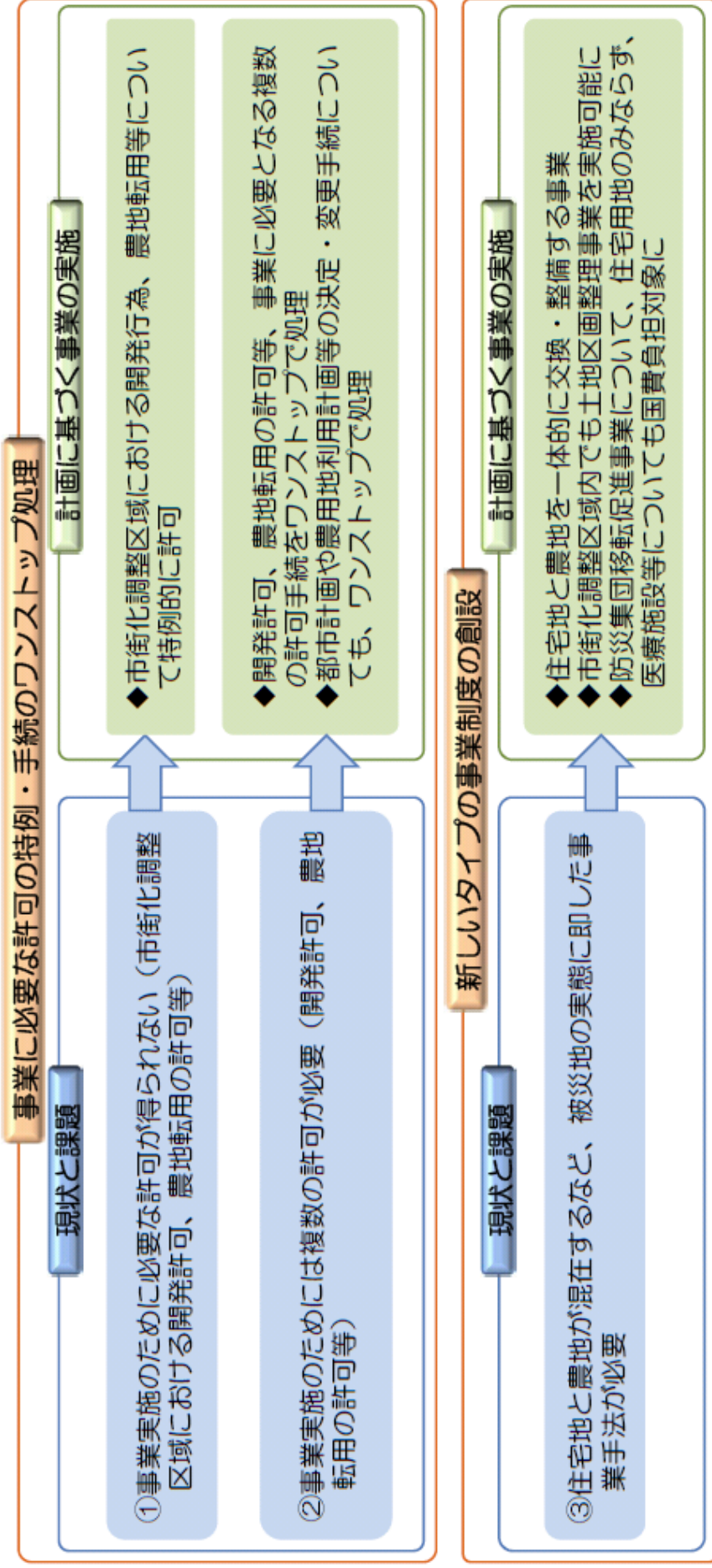
### 復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・使途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

特例の追加・充実

# 土地利用再編の特例

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現



# 復興整備計画の作成

復興整備計画：被災地の復興のためのまちづくり・地域づくりに関する計画  
復興に必要な各種の事業を記載  
市町村が作成（県と共同して作成することも可能）

## 〔主な記載事項〕

- 土地利用方針（計画区域内の土地利用再編の青写真）
- 復興整備事業（被災地の復興のために必要な事業）

- 宅地・農地一体整備事業
- 土地区画整理事業
- 土地改良事業
- 津波復興拠点整備事業
- 防災集団移転促進事業
- 住宅地区改良事業
- 漁港漁場整備事業
- 液状化対策事業
- 滑動崩落対策事業
- 住宅施設の整備事業
- 水産加工施設の整備事業 等

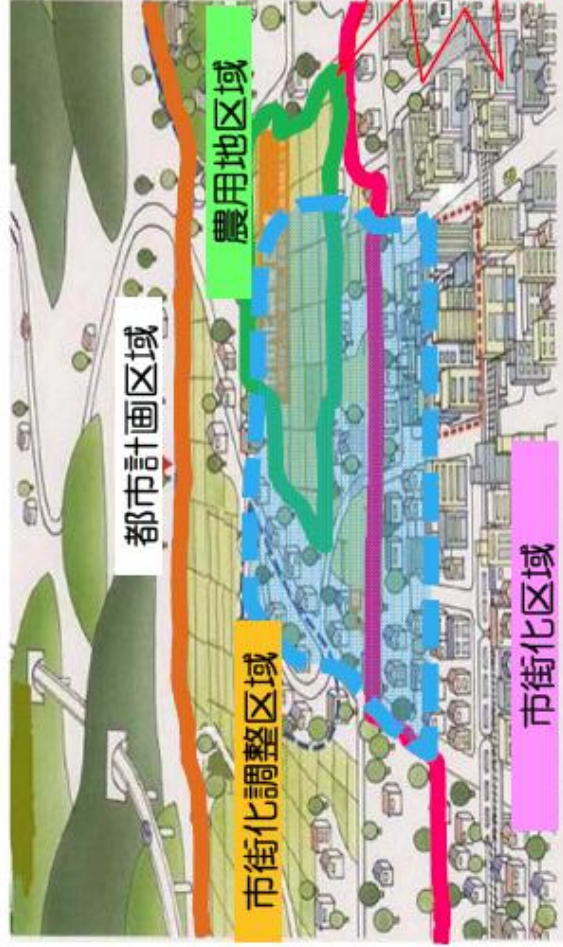
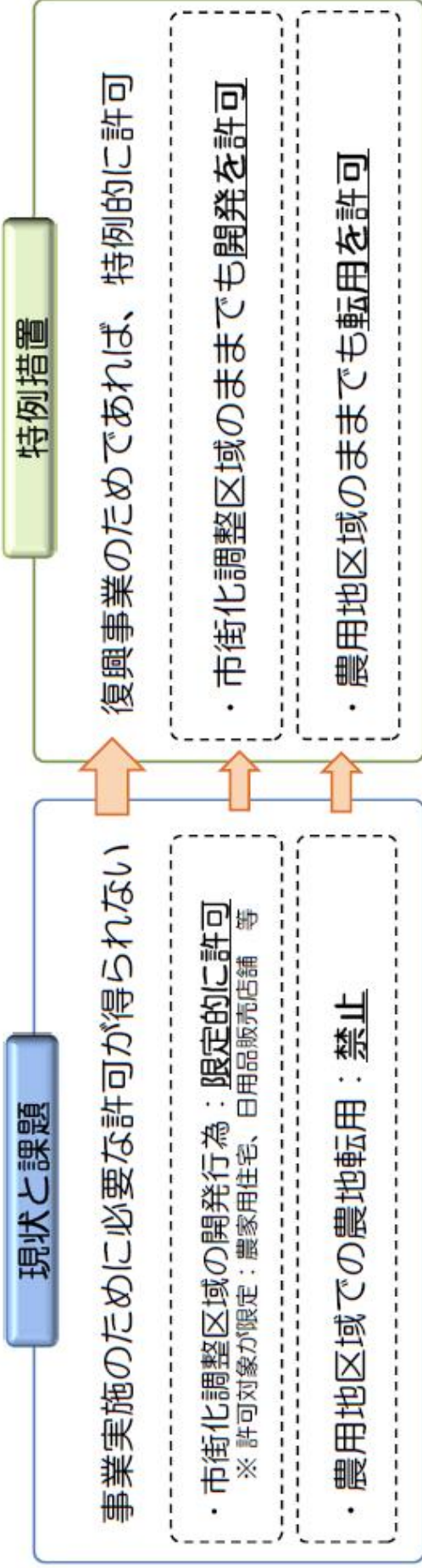
## 【各々の事業に関する特例】

- … 新たに創設
- … 拡充
- … 拡充
- … 津波防災地域づくり法で創設  
(被災地での活用を想定)
- … 拡充
- … 拡充

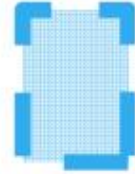
## 【共通の特例】

- これらの事業実施にあたり、
- 許可基準の緩和・許可手続のワンストップ化
  - 事業円滑化のための土地に関する特例
  - 環境影響評価手続の特例
  - 建築行為等の届出・勧告
  - 都市再生機構（UR）の受託業務の特例  
…委託を受けて、URが復興整備事業の実施を支援

# 事業実施に必要な許可の基準緩和



〔被災前〕



復興事業の実施区域（土地区画整理事業、民間による住宅団地開発事業等）

## 復興整備計画に基づく農地転用の特例の概要

津波被災地域の円滑かつ迅速な復興を支援するため、農地転用手続を大幅に緩和

	既存制度	新制度
手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が申請し、国又は県が許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会での協議等により処理 <small>事業者による申請は不要</small></li> </ul>
許可対象農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域内農地、第一種農地は転用不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域内農地、第一種農地であっても特例的に許可</li> </ul>
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地一筆毎に以下の基準に照らし判断</li> </ul> <p>①代替する農地の有無 ②転用の確実性 ③周辺農地の営農条件への影響等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一筆毎ではなく、土地利用方針(土地利用再編の青写真)でもって、以下の基準に照らし判断</li> </ul> <p>①復興のため必要かつ適当 ②農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないもの</p>

# 事業実施に必要な許可手続のワンストップ化

